

(19)日本国特許庁(JP)

(12)登録実用新案公報(U)

(11)登録番号  
実用新案登録第3247567号  
(U3247567)

(45)発行日 令和6年7月19日(2024.7.19)

(24)登録日 令和6年7月10日(2024.7.10)

(51)国際特許分類 F I  
B 6 5 D 5/43 (2006.01) B 6 5 D 5/43

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全9頁)

(21)出願番号 実願2024-1647(U2024-1647)  
(22)出願日 令和6年5月23日(2024.5.23)

(73)実用新案権者 524195695  
株式会社タイヨー流通  
埼玉県八潮市八條1610-9  
(74)代理人 100166132  
弁理士 木船 英雄  
(72)考案者 野村 行雄  
埼玉県八潮市八條1610-9 株式会  
社タイヨー流通内

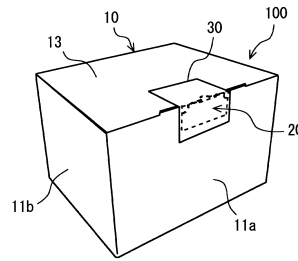
(54)【考案の名称】 梱包用箱

(57)【要約】 (修正有)

【課題】蓋の封緘が容易・確実で、かつ不正な開封があつたときはこれを容易に判別できる新規な梱包用箱を提供する。

【解決手段】箱本体10の蓋13を封緘する封緘部20を備えた梱包箱100であつて、蓋13は、内蓋と外蓋とからなると共に外蓋の先端に差込片を備え、封緘部20は、封緘片とロック穴とからなると共にその封緘片は、封緘片本体とロック片とからなり、かつロック片はロック穴に差し込まれた後にその復元力によって元の形状に戻る性質を有する。これによって、簡単且つ確実にその蓋13を封緘できると共に、その封緘部20は封緘片を破壊しない限り開封できず、開封後は元の状態に戻すことができないため、不正な開封があつたときはこれを容易に判別できる。

【選択図】図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

箱本体の蓋を封緘する封緘部を備えた梱包用箱であって、

前記蓋は、前記箱本体の開口部にそれぞれ対向するように位置する内蓋と外蓋とからなると共に、前記外蓋の先端に、前記内蓋とこれに連設された側板との折り線部分に形成されたスリットに差し込む差込片を備え、

前記封緘部は、前記スリットが形成された折り線部分に設けられた封緘片と、前記差込片に形成されたロック穴とからなり、

前記封緘片は、前記側板に連設された封緘片本体と、当該封緘片本体と連設するように前記内蓋から切り抜かれたロック片とからなると共に、当該ロック片は棒状に折り畳んだ状態で前記ロック穴に差し込まれた後にその復元力によって元の形状に戻る性質を有することを特徴とする梱包用箱。

10

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の梱包用箱において、

前記箱本体の底板上に重ね合わせる段ボール板をさらに備えたことを特徴とする梱包用箱。

**【請求項 3】**

請求項 1 または 2 に記載の梱包用箱において、

前記箱本体は段ボール箱であることを特徴とする梱包用箱。

**【考案の詳細な説明】**

20

**【技術分野】****【0001】**

本考案は、商品や文書などを梱包する箱のうち、特に重要書類や機密文書などの運搬、保管に適した梱包用箱に関する。

**【背景技術】****【0002】**

一般に公的機関や企業などで取り扱った個人情報にかかわる文書や企業秘密が記載された機密文書などは、段ボール箱に梱包された状態で複数の関係者らを介して所定の場所に搬送された後、保管または廃棄処分になるケースが多いが、その運搬時や保管時などにおいて悪意のある者によって中身を盗み見られたり、中身の一部が持ち去られ、甚大な被害が生じる可能性がある。

30

**【0003】**

このため、例えば箱の上蓋の縁に封緘用のシールを貼ったり、あるいは以下の特許文献 1 のように箱に形成されたミシン目を破らなければ開放できないような構造を採用することで、万一箱が不正に開けられた場合には、直ぐにそれが分かるような工夫をすることが考えられる。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】特開 2019 - 209979 号公報

40

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

ところで、封緘用のシールを用いる方法では、それを丁寧に剥がされた後に戻されると不正に箱が開かれた否かが分からなくなることがあり、また、同じ封緘用のシールを入手して貼り直すことも可能であり、不正開封を正確に見破ることが難しい。また、前記特許文献 1 のような構成では、運搬中や取扱中に作業員などが誤って箱表面のミシン目を破ってしまい、不正を疑われる可能性もある。

**【0006】**

そこで、本考案の目的はこれらの課題を解決するために案出されたものであり、その目

50

的は、蓋の封緘が容易・確実で、かつ不正開封を容易に判別できる新規な梱包用箱を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前記課題を解決するために本考案は、段ボール箱のような箱本体の蓋を封緘する封緘部を備えた梱包用箱であって、前記蓋は、前記箱本体の開口部にそれぞれ対向するように位置する内蓋と外蓋とからなると共に、前記外蓋の先端に、前記内蓋とこれに連設された側板との折り線部分に形成されたスリットに差し込む差込片を備え、前記封緘部は、前記スリットが形成された折り線部分に設けられた封緘片と、前記差込片に形成されたロック穴とからなり、前記封緘片は、前記側板に連設された封緘片本体と、当該封緘片本体と連設するように前記内蓋から切り抜かれたロック片とからなると共に、当該ロック片は棒状に折り畳んだ状態で前記ロック穴に差し込まれた後にその復元力によって元の形状に戻る性質を有することを特徴とする梱包用箱である。

10

【0008】

このような構成によれば、簡単且つ確実にその蓋を封緘できると共に、その封緘部は封緘片を破壊しない限り開封できず、開封した後は元の状態に戻すことができないため、不正な開封があったときはその事実を容易に判別できる。ここで、さらに箱本体の底板上に重ね合わせる段ボール板をさらに備えれば、密閉性と底板の強度を向上させることができる。

【考案の効果】

20

【0009】

本考案の梱包用箱によれば、簡単且つ確実にその蓋を封緘できると共に、開封した後は元の状態に戻すことができないため、不正な開封があったときはその事実を容易に判別できる。これによって、不正開封に対する抑止力が働き、不正行為を未然に防止できるといった優れた効果を発揮する。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本考案に係る梱包用箱100の実施の一形態を示す斜視図である。

【図2】本考案に係る梱包用箱100の箱本体10を示す展開図である。

【図3】封緘部20を構成する封緘片21を示す平面図である。

30

【図4】封緘部20を構成する差込片15dを示す平面図である。

【図5】展開した箱本体10を立体的に組み立てる状態を示す斜視図である。

【図6】組み立てた箱本体10の斜視図である。

【図7】組み立てた箱本体10の底面図である。

【図8】内蓋13aを閉じる状態を示す斜視図である。

【図9】外蓋13dを閉じる状態を示す斜視図である。

【図10】封緘部20を示す斜視図である。

【図11】封緘部20の封緘処理を示す説明図である。

【図12】封緘処理された封緘部20を箱の内側からみた斜視図である。

40

【考案を実施するための形態】

【0011】

以下、本考案の実施の形態を添付図面を参照しながら説明する。図1は本考案に係る梱包用箱100のうち特に段ボール紙からなる段ボール箱の実施の一形態を示す斜視図、図2はその展開図である。図示するようにこの梱包用箱100は、立方体状をした段ボール箱本体10の開口部を塞ぐ蓋13に、箱の不正開封を禁じるための封緘部20を備えたものである。

【0012】

この段ボール箱本体10は、図2に示すように段ボール紙からなる第1側板11aの両側に、第2側板11bと第3側板11cが連設されていると共に、さらに第3側板11cに第4側板11dが連設されている。第1側板11aと第4側板11d、および第2側板

50

1 1 bと第3側板1 1 cは、それぞれ同じ大きさとなっており、各側板1 1 a、1 1 b、1 1 c、1 1 dは、図中点線で示す折り線L 1、L 2、L 3部分で互いに接近するように折られるようになっている。また、第4側板1 1 dには、折り線L 4を介して糊代片1 2が同じく連設されている。

【0 0 1 3】

第1側板1 1 aと第4側板1 1 dの上方には、開閉蓋1 3を構成する内蓋1 3 aと外蓋1 3 dとが、折り線L 5、L 6を介してそれぞれ連設されていると共に、その下方には、折り線L 7、L 8を介して第1底板1 4 aと第2底板1 4 dとがそれぞれ連設されている。さらに、内蓋1 3 aには、折り線L 9を介して差込片1 5 aが連設されていると共に、外蓋1 3 dには、折り線L 1 0を介して差込片1 5 dが連設されている。この内蓋1 3 a側の差込片1 5 aは、その幅が内蓋1 3 aの幅と同じになっているのに対し、外蓋1 3 d側の差込片1 5 dは、その幅が外蓋1 3 dの幅よりも狭く、かつその中央部分に設けられている。

10

【0 0 1 4】

一方、第2側板1 1 bと第3側板1 1 cの上方には、折り線L 1 1、L 1 2を介して天フラップ1 5 b、1 5 cとがそれぞれ連設されていると共に、その下方には、折り線L 1 3、L 1 4を介して底フラップ1 4 b、1 4 cとがそれぞれ連設されている。また、天フラップ1 5 b、1 5 cの外蓋1 3 d側には、それぞれ階段状の切欠きb 1、c 1が形成されている。

【0 0 1 5】

そして、この第1側板1 1 aと内蓋1 3 aを区画する折り線L 5の中央部には、封緘部2 0が形成されている。この封緘部2 0は図3に示すように、第1側板1 1 aから内蓋1 3 aに亘って形成されたコ字形の切込み線Cによって分離可能となった封緘片2 1からなっている。さらに、この封緘片2 1は、折り線L 1 5を介して第1側板1 1 a側に連設された矩形の封緘片本体2 2と、内蓋1 3 a側から切り取られた矩形のロック片2 3とからなっており、これらは連設片2 4を介して接続されている。

20

【0 0 1 6】

また、この連設片2 4の両側には、それぞれ切欠き2 4 a、2 4 bが形成されており、後述するように封緘片本体2 2およびロック片2 3との境の折り線L 1 6、L 1 7で簡単に折られるようになっている。また、この封緘片2 1の切込み線Cと折り線L 5とが交差する部分には、前述した外蓋1 3 d側の差込片1 5 dを差し込むためのスリットS、Sがそれぞれ形成されている。また、矩形をしたロック片2 3の両側先端には、半円形をした突起2 3 a、2 3 bがそれぞれ形成されている共に、その中央上部には、この封緘片2 1を内蓋1 3 a側から指で引っ張り出すための指差穴2 5が穿孔されている。なお、図中、斜線部はその部分が打ち抜かれていて何も無い状態を示している。

30

【0 0 1 7】

一方、外蓋1 3 d側の差込片1 5 dは、図4に示すように、その折り線L 1 0の略中央部にT字状のロック穴1 6が穿孔されており、このロック穴1 6に前記封緘片2 1のロック片2 3が差し込まれるようになっている。なお、このロック穴1 6の中央部には箱の開封時に指を差し入れるための指入穴1 6 aが形成されている。

40

【0 0 1 8】

次に、このような構造をした考案に係る梱包用段ボール箱1 0 0の組み立ておよび封緘処理について説明する。まず、図2に示すように展開された段ボール箱本体1 0の折り線L 1 ~ L 4、L 7、L 8、L 1 3、L 1 4を図5に示すようにそれぞれ内側に折って糊代片1 2を側板1 1 bに接着すると共に、底フラップ1 4 b、1 4 cが内側になるようにして第1底板1 4 aと第2底板1 4 dと交差させるように組み合わせる。この第1底板1 4 aと第2底板1 4 dおよび底フラップ1 4 b、1 4 cを組み合わせる際には、組み立て後にこの部分から開けられないように接着剤によって相互に接着しておく。また、図6に示すようにこの底フラップ1 4 b、1 4 c上にさらに別の段ボール板1 7を重ね合わせて接着して補強することが望ましい。

50

## 【0019】

このようにして箱の底板と側板が組み合わされたならば、その内部に図示しない梱包物を収容した後、図6に示すように天フラップ15b、15cを閉じて収容物を覆うように収容する。図7は第1底板14aと第2底板14dと交差させるように組み合わせた状態を示した箱の底面図であり、その構造は従来のもので変わりはない。その後、図8および図9(A)に示すように内蓋13a側を天フラップ15b、15c上に折り重ねてその先端の差込片15aを天フラップ15b、15cと側板11dとの隙間に差し込む。

## 【0020】

次に、図9(B)および図10(A)に示すように、外蓋13dを内蓋13a上に折り重ねてその先端の差込片15dを封緘部20のスリットS、Sに差し込むことになるが、その前に予めその封緘片21を手前に引っ張り出した状態にしておく。そして、同図(B)に示すように、この状態で外蓋13dの差込片15dをスリットS、Sに差し込んで外蓋13dを内蓋13a上に重ね合わせる。これによって、箱の開口部は内蓋13aと外蓋13dとによって二重に塞がれた状態となるため、その後は、封緘片21を操作して図11に示すような封緘処理を行う。

10

## 【0021】

すなわち、先ず図11(A)に示すように手前に引っ張り出した封緘片21のうちロック片23を上方に折り曲げてから、同図(B)に示すようにそのロック片23の両側を互いに内側に折り曲げて重ね合わせて小さく折りたたみ、同図(C)に示すようにその断面が略三角形または長方形をした棒状に変形する。そして、同図(D)に示すようにその棒状に折り曲げられたロック片23をその先端の突起23a、23b部分から外蓋13dの差込片15dに形成されたT字状のロック穴16に差し込み、同図(E)に示すようにそのまま奥まで押し込んで封緘片21の封緘片本体22を差込片15dに密着させる。なお、このロック穴16はその中央部分が略三角形に広がっているため、ロック片23の差し込み作業は容易に行える。

20

## 【0022】

すると、図12に示すようにこの差込片15dの内側では、そのロック穴16を通過したロック片23がその内部でそれ自身の復元力によって元の平板状に広がることになる。これによって、そのロック片23の両側が差込片15dの内側に引っかかるため、そのまま手を離してもそのロック片23がロック穴16から抜け出すことができなくなる。その後、図11(F)に示すように、必要に応じてその封緘部20上に開封禁止のシール30などを貼って封緘部20を覆い隠すなどして開封禁止の段ボール箱であることを周知させることが望ましい。

30

## 【0023】

そして、このような構成をした本考案の梱包用箱100を開封するには、図11(E)に示すように、そのロック穴16の指入穴16aか、封緘片21の切欠き24a、24bに指を入れて封緘片本体22かロック片23を無理に引っ張り出して解除する必要があるが、そうすると、封緘片本体22またはロック片23が破れて破損してしまうため、その開封があった事実を容易に判別できる。しかも、この封緘片本体22またはロック片23は、側板11aと一体化しているため、破れて破損した場合はもはや元に戻すことができないため、それを隠蔽することも不可能となる。

40

## 【0024】

このように本考案の梱包用箱100によれば、簡単且つ確実にその蓋13を封緘できると共に、開封した後は元の状態に戻すことができないため、不正な開封があったときはその事実を容易に判別できる。また、箱の隙間から直接内部にアクセスできない構造となっているため、その隙間から収容物を取り出すのも防止することができる。なお、本実施の形態では段ボール箱の例で説明したが、手で強引に開封できる箱であればその他の紙製の箱やプラスチックなどからなる箱にも適用することができる。

## 【符号の説明】

## 【0025】

50

- 1 0 ... 箱本体
- 1 1 a ... 第 1 側板
- 1 1 b ... 第 2 側板
- 1 1 c ... 第 3 側板
- 1 1 d ... 第 4 側板
- 1 2 ... 糊代片
- 1 3 ... 蓋
- 1 3 a ... 内蓋
- 1 3 d ... 外蓋
- 1 4 a ... 第 1 底板
- 1 4 b、1 4 c ... 底フラップ
- 1 4 d ... 第 2 底板
- 1 5 a ... 差込片
- 1 5 b、1 5 c ... 天フラップ
- 1 5 d ... 差込片
- 1 6 ... ロック穴
- 1 6 a ... 指入穴
- 1 7 ... 段ボール板
- 2 0 ... 封緘部
- 2 1 ... 封緘片
- 2 2 ... 封緘片本体
- 2 3 ... ロック片
- 2 3 a、2 3 b ... 突起
- 2 4 ... 連設片
- 2 4 a、2 4 b ... 切欠き
- 2 5 ... 指差穴
- 3 0 ... シール
- 1 0 0 ... 梱包用箱
- b 1、c 1 ... 切欠き
- C ... 切込み線
- L 1 ~ L 1 7 ... 折り線
- S ... スリット

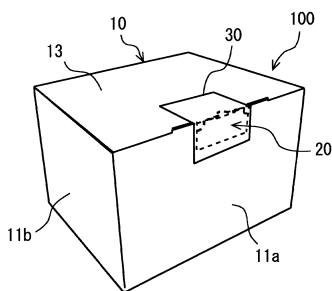
10

20

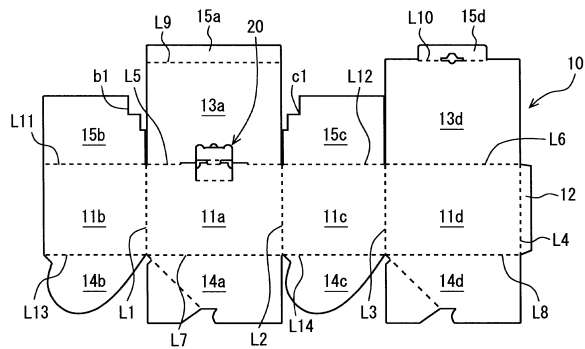
30

【 図面 】

【 図 1 】



【 図 2 】

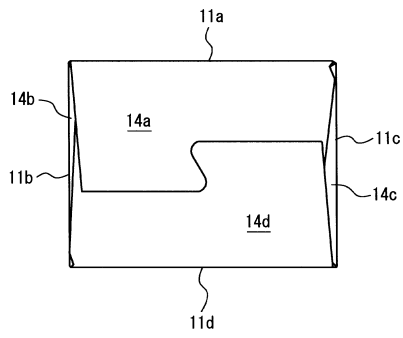


40

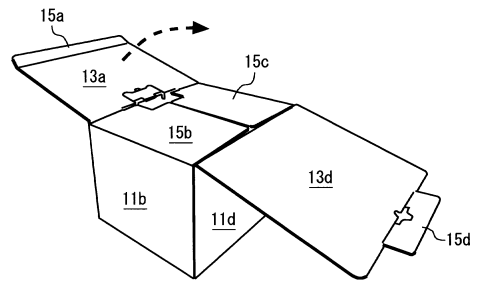
50



【 図 7 】

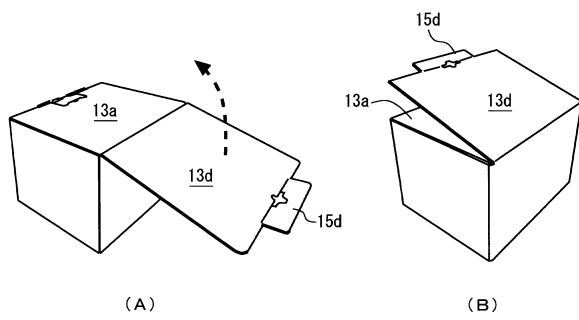


【 図 8 】

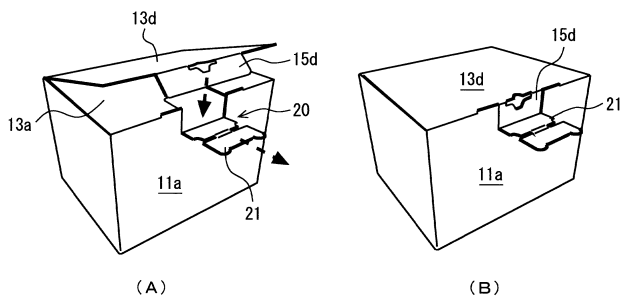


10

【 図 9 】



【 図 10 】



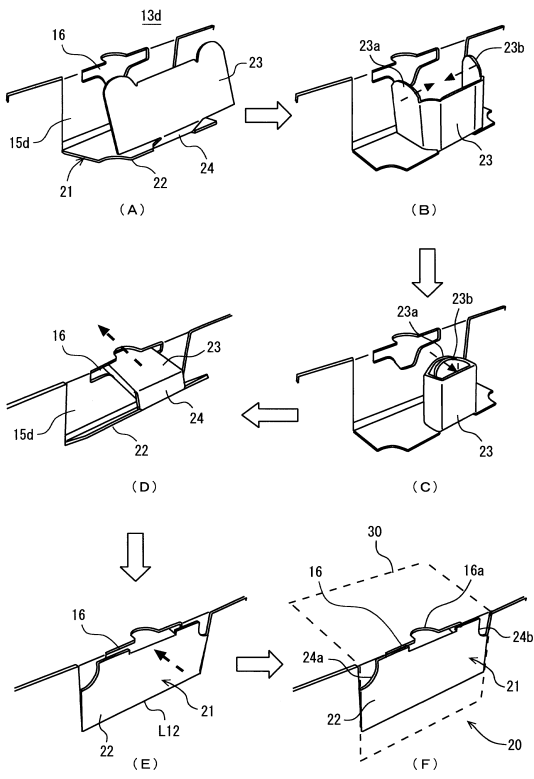
20

30

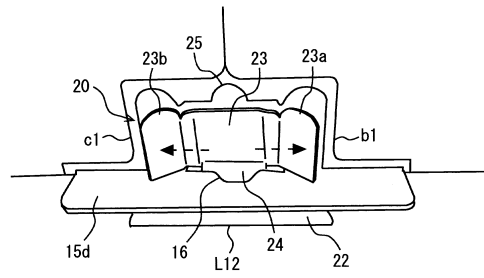
40

50

【 1 1 】



【 1 2 】



10

20

30

40

50